

1

令和3年度
就学に向けた保護者への説明資料
～特別支援教育に関する情報～



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

令和4年度に小学校や中学校へ入学されるお子さんの保護者の方で、「学習面や人との関わりの面で心配なことがある」「身体面で心配なことがある」等、お子さんの就学（特別支援学校への入学、特別支援学級への入級等）について疑問や不安をお持ちの方がいらっしゃると思います。

そこで佐賀市では、佐賀市のホームページに「就学に向けた保護者への説明資料」を掲載し、保護者等の方にご覧いただく形で、就学に向けた特別支援教育に関する情報提供を行っています。

ここでの説明は、4つの質問をもとに説明を行いますので、説明全体をご覧いただいても、知りたいことだけをご覧いただいても結構です。また、この説明資料に加えて、別紙資料を掲載していますので、別紙資料もご覧ください。

2

質問1

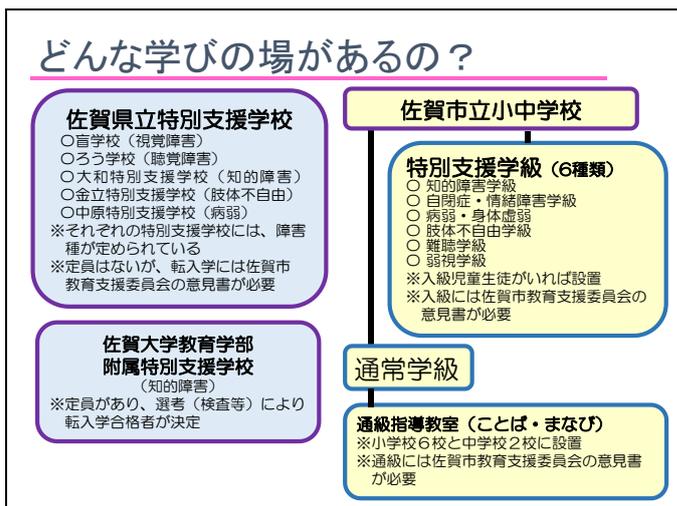
どんな学びの場があるの？

- ・ 特別支援学校
- ・ 特別支援学級
- ・ 通級指導教室

質問1「どんな学びの場があるの？」について説明します。

ここでは、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の3つの学びの場について説明します。

3



個別の支援が必要と思われる子どもたちの就学先として、特別支援学校と小中学校の特別支援学級があります。

特別支援学校は、佐賀県内に11校ありますが、佐賀市の子どもたちが就学できる特別支援学校は、5つの県立特別支援学校と佐賀大学教育学部附属特別支援学校です。

県立特別支援学校はそれぞれ障害種が決まっています。転入学者の定員はありません。県立特別支援学校に転入学するためには、佐賀市教育支援委員会での判断（意見書）が必要です。

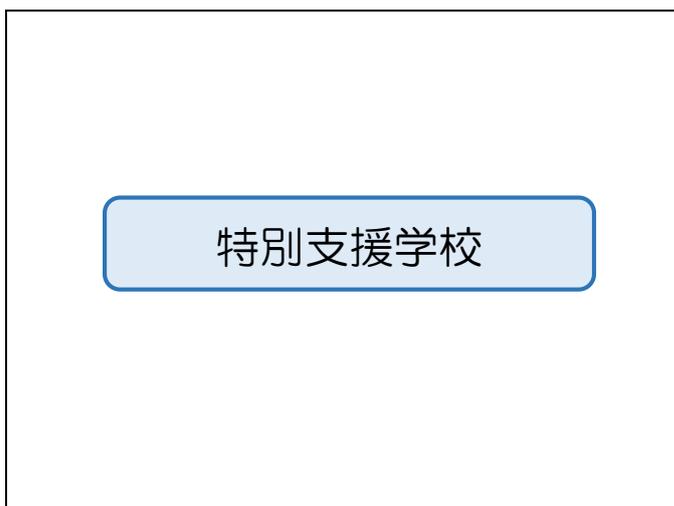
佐賀大学教育学部附属特別支援学校は、知的障害の特別支援学校です。県立特別支援学校と違って定員が決まっていますので、検査等の選考による転入学合格者が決定されます。

特別支援学級は、佐賀市立小中学校において入級する児童生徒がいる場合に設置されています。

小中学校の通常の学級に在籍し、週に2時間程度通級する「通級指導教室」があります。

特別支援学級に入級したり、通級指導教室へ通級したりするためには、佐賀市教育支援委員会での判断（意見書）が必要です。

4



特別支援学校について説明します。ここでは、県立特別支援学校について説明します。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校については、直接附属特別支援学校へおたずねください。

5

県立特別支援学校

障害種	学校名
視覚障害	佐賀県立盲学校
聴覚障害	佐賀県立ろう学校
知的障害	佐賀県立大和特別支援学校
肢体不自由	佐賀県立金立特別支援学校
病弱	佐賀県立中原特別支援学校

特別支援学校は、それぞれ障害種が決まっています。障害の程度が比較的重い子どもを対象として、より専門的な教育を行う学校です。佐賀市の子どもたちが転入学できる県立特別支援学校は、この5つの特別支援学校です。

6

特別支援学校の特徴・学級の人数

1 学校の特徴

特別支援学校
小学部・中学部・高等部がある (盲学校・ろう学校は幼稚部も併設)

2 学級の人数(定数)(小・中学部)

特別支援学校	特別支援学級
6人 (障害が重なる場合は3人)	8人 (障害種ごとに編制)

特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。特別支援学校の小学部と中学部は、6名で1クラスが編成されます。在籍人数が7名になると2クラスになります。

2つ以上の障害が重なる場合は3名で1クラスが編成されます。

7

特別支援学校における学習(小学部)	
知的障害対象ではない特別支援学校では、小学校の教育内容に準じた教育活動	知的障害の特別支援学校では、知的障害の程度に応じた3つの段階の目標に基づく特別な教育内容による教育活動
視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校	知的障害の特別支援学校
国語	生活 <small>※小学校の生活とは内容がらがる</small>
社会	国語
算数	算数
理科	
生活	
音楽	音楽
図画工作	図画工作
家庭	
体育	体育
外国語/外国語活動	
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
総合的な学習の時間	
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

児童の障害の状態や特性および心身の発達段階に配慮された学習内容、学習方法

各教科等や自立活動を合わせた指導の時間
・日常生活の指導
・生活単元学習
・遊びの指導

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

特別支援学校の教育内容について説明します。特別支援学校の小学部における教科等を示したものです。左の列が知的障害のない子どもたちが学習する教科等です。右の列が知的障害のある子どもたちが学習する教科等です。知的障害のない子どもたちが主に就学する特別支援学校では、小学校の教育内容に準じた教育活動が行われます。もちろん、児童の障害や特性に応じた学習内容や学習方法が工夫されています。

また、児童の障害による学習や生活の困難を改善・克服し、自立を図るために、小学校の教科等の学習に加えて、自立活動の時間が位置づけられています。

知的障害のある子どもたちを対象とした知的障害特別支援学校では、同一学年でも個人差が大きく、学力や学習状況が異なるという実態があります。そのため、目標と内容を1段階、2段階、3段階の3つの段階に分けた教育活動が行われています。教育内容は、小学校の教科等とは違うものとなります。

さらに、知的障害特別支援学校では、児童の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいく方が効果的であることから、「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導」として各教科等を合わせて授業を行うことが可能とされています。

8

特別支援学校における学習(知的障害がない場合) (小学部1年生)					
肢体不自由特別支援学校 I 課程の時間割例					
(I 課程…小学校に準ずる教育課程)					
	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	国語
2	国語	算数	国語	算数	生活
3	生活	国語	図画工作	道徳	生活
4	国語	自立活動	国語	国語	音楽
5	自立活動	体育	自立活動	特別活動	自立活動
下校 14:20					
(金立特別支援学校小学部学校見学資料より)					

特別支援学校小学部の時間割の例です。ここでは、肢体不自由特別支援学校小学部1年生の時間割を例に挙げています。

知的障害がない児童生徒が学ぶ I 課程では、小学校に準じた教育内容で学習を行います。小学校の教科等に加えて、小学部 I 課程では週に4時間、中学部 I 課程では週に3時間、重度障害学級である II 課程および重複障害学級である III 課程の場合は、それぞれ異なる時間数の自立活動が設定されています。

9

特別支援学校における学習(知的障害がある場合) (小学部)	
知的障害特別支援学校小学部の校時例	
	月～金
8:50～9:30	日常生活の指導
9:40～9:55	教科(国語・算数)・自立活動
10:05～11:20	生活単元学習
11:30～12:00	給食
12:10～12:30	教科(国語・算数)・自立活動
13:00～13:25	教科(国語・算数)・自立活動
13:35～14:15	教科(音楽・図工・体育)
14:25～14:55	日常生活の指導
(大和特別支援学校小学部学校見学資料より)	

これは、知的障害特別支援学校の校時の例です。知的障害特別支援学校では、知的障害のある児童生徒に対する特別な教育課程に基づく教科等の学習を短い時間を区切りにした時間割になっています。

特別支援学校における学習(中学部)

<p>知的障害ではない特別支援学校では、中学校の教育内容に準じた教育活動</p>	<p>視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校</p>	<p>知的障害の特別支援学校</p>	<p>知的障害の特別支援学校では、知的障害の程度に応じた2つの段階の目標に基づく特別な教育内容による教育活動</p>
	国語	国語	
	社会	社会 <small>※合わせた指導</small>	
	数学	数学	
	理科	理科 <small>※合わせた指導</small>	
	音楽	音楽	
	美術	美術	
	保健体育	保健体育	
	技術・家庭	職業・家庭 <small>※合わせた指導</small>	
	外国語	外国語 <small>※合わせた指導</small>	
	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳 <small>※合わせた指導</small>	
	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間	
	特別活動	特別活動	
	自立活動	自立活動	

児童の障害の状態や特性および心身の発達段階に配慮された学習内容、学習方法

各教科等や自立活動を合わせた指導の時間
 ・日常生活の指導
 ・生活単元学習
 ・作業学習

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

これは、特別支援学校中学部における教科等を示したものです。小学部と同じように、左の列が知的障害のない特別支援学校、右の列が知的障害特別支援学校で取り扱う教科等です。

知的障害のない生徒が主に就学する特別支援学校では、中学校の教育内容に準じた教育活動が行われます。もちろん、生徒の障害や特性に応じた学習内容や学習方法が工夫されています。そして、生徒の障害による学習や生活の困難を改善・克服し、自立を図るために、中学校の教科等の学習に加えて自立活動の時間が位置づけられています。

知的障害のある生徒を対象とした知的障害特別支援学校では、同一学年でも個人差が大きく、学力や学習状況が異なるという実態があります。そのため、目標と内容を1段階、2段階の2つの段階に分けた教育活動が行われています。教育内容は、中学校の教科等とは違うものとなります。

さらに、知的障害特別支援学校では、生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいく方が効果的であることから、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」として各教科等を合わせて授業を行うことが可能とされています。社会、理科、職業・家庭、外国語、特別の教科道徳は、単独の教科ではなく合わせた指導として学習が行われることが多いです。

これは、知的障害特別支援学校の中学部の時間割例です。小学部には見られない作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習しています。

5つの県立特別支援学校については、【別紙資料1】に紹介していますので、そちらをご覧ください。

特別支援学校における学習 (知的障害がある場合)(中学部)

知的障害特別支援学校中学部1年生の時間割例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導	日常生活の指導
2	国語・数学 自立活動	国語・数学 自立活動	国語・数学 自立活動	国語・数学 自立活動	国語・数学 自立活動
3	総合的な 学習の時間	保健体育	生活単元 学習	作業学習	作業学習
4	保健体育	美術	生活単元 学習	作業学習	作業学習
5	国語・数学	美術/日常 生活の指導	音楽	作業学習	作業学習
6	生活単元 学習	生活単元 学習	特別活動	作業学習	作業学習

(大和特別支援学校中学部学校見学資料より)

お問い合わせ・ご相談先

【年長児】
 ○佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係
 【1階59～62番窓口】 (電話 40-7290)

【小学校6年生】
 ○佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
 【佐賀市役所大財別館 3階】 (電話 40-7374)

【佐賀市の障がい者福祉サービスについて】
 ○佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室
 【1階63番窓口】 (電話 40-7248)

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの園や小学校へご連絡ください。

また、保育幼稚園課や学校教育課および障がい福祉課へご連絡ください。